

<同時記者発表>

丸亀市記者クラブ 善通寺市記者クラブ令和5年11月29日
香川河川国道事務所いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

土器川の樹木伐採への参加者を募集します ～自ら伐採し持ち帰る「公募伐採」～

- 土器川は洪水から地域を守り、様々な目的で多くの方々に利用されています。しかし、近年では、河川内で多く繁茂した樹木のために、洪水時の水位上昇や公園等の利用施設・水の利用等、河川の管理や利用に支障となっている箇所があります。
河川管理者において計画的に伐採していますが、地域の皆さんの協力を得て、「公募伐採」も実施しています。

- 「公募伐採」概要

薪などに有効利用するため応募対象は、個人や団体等で自ら伐採し持ち帰えられる方を募集します。

伐採期間：令和6年2月5日（月）～ 令和6年5月31日（金）

伐採箇所：丸亀市綾歌町岡田西地先（綾歌運動公園上流）
仲多度郡まんのう町東高篠地先（乙井大橋の左岸上流）

募集期間：令和5年12月1日（金）～ 令和5年12月25日（月）

※募集の詳細は、別紙の「公募伐採チラシ」、「応募要領」をご参照ください。

四国地方整備局 香川河川国道事務所

※ 本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクトNo.1「南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」と、No.5「地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先

香川河川国道事務所 TEL(087) 821-1619

副所長(河川) 中塚 光 (内線 204)

○ 工務第一課長 向山 正純 (内線 311)

(○：主な問い合わせ先)

公募による樹木伐採・持ち帰り者を募集します

～ 自ら伐採し、自ら持ち帰り～

国土交通省香川河川国道事務所では、昨年に引き続き、土器川の河川内に繁茂している樹木を伐採・持ち帰りしていただく方を募集します。

土器川は洪水から地域を守り、洪水の氾濫防止や、上水道・農業用水などの水利用、公園・散策道としての空間利用など様々な目的で多くの人たちに活用されています。しかし、河川内で多く繁茂した樹木が、河川の管理に支障となっている箇所があります。このため、河川内樹木を薪などに有効利用する方を募り、自ら伐採し、持ち帰っていただくものです。

今回は、丸亀市綾歌町岡田西地先、仲多度郡まんのう町東高篠地先の2箇所を対象に実施します。

伐採箇所状況(丸亀地区)



現地状況写真



伐採箇所状況(まんのう地区)



現地状況写真



伐採作業時期 令和6年2月5日(月)～令和6年5月31日(金)

伐採箇所 丸亀市綾歌町岡田西地先(垂水橋の右岸下流)
仲多度郡まんのう町東高篠地先(乙井大橋の左岸上流)

募集受付期間 令和5年12月1日(金)～令和5年12月25日(月)

申し込み方法 所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。(郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可) 詳細は香川河川国道事務所のホームページにも掲載。

(<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/index.htm>)



問合せ・申込先

国土交通省 香川河川国道事務所 工務第一課
〒760-8546 高松市福岡町4丁目26-32

TEL(087)821-1619 FAX(087)821-1713 Mail:skr-kagawa60@mlit.go.jp

土器川の河川内に繁茂する樹木の 「公募伐採」 応募要領

香川河川国道事務所

1. 目的と概要

土器川は洪水から地域を守り、洪水の氾濫防止や、上水道・農業用水などの水利用、公園・散策道としての空間利用など、様々な目的で多くの人たちに活用されています。しかし、土器川の河川公園以外の場所は、近年、樹木が過剰に繁茂しており、河川管理上の支障となっています。

河川管理者において計画的に伐採していますが、地域の皆さんの協力を得て、「公募伐採」を実施しています。

2. 公募伐採について

○応募対象：個人または団体

○伐採箇所：香川県丸亀市綾歌町岡田西地先
仲多度郡まんのう町東高篠地先

(詳細な場所は、別紙「公募伐採範囲図」を参照。)

○区画割り：各区画1名または1団体で予定しています。希望の区画を別紙「公募伐採範囲図」をもとに選定し、申し込み用紙にご記入ください。

○主な樹種：アキニレ、センダン など

○伐採期間：令和6年2月5日(月)～令和6年5月31日(金)

3. 応募方法

申し込み用紙に必要事項を記載し、応募期間中に受付場所に届くよう、郵送もしくはFAX、メール、持参のいずれかの方法で提出してください。

「申し込み用紙」は、香川河川国道事務所ホームページ、香川河川国道事務所工務第一課で入手できます。

香川河川国道事務所 HP アドレス：<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/index.htm>

① 応募期間：令和5年12月1日(金)～12月25日(月)

持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。

郵送の場合は、12月25日(月)の消印まで有効です。

②受付場所：香川河川国道事務所 工務第一課「公募伐採」係

住所：〒760-8546 高松市福岡町4丁目26-32

TEL：087-821-1619 FAX：087-821-1713

E-mail：skr-kagawa60@mlit.go.jp

4. 応募にあたっての了承事項

①伐採区画は、現地に区画番号を示した杭を設置していますので、進入路を含めた現地の確認を必ずお願いします。希望する区画番号を申込用紙にご記入ください。なお、複数の応募者が同区画を希望された場合には、くじ引きによる抽選をもって決定致しますのでご了承ください。

②参加者・区画数を丸亀地区3区画、まんのう地区3区画(各区画1名または1団体)とし

ます。応募者が予定人数を超えた場合くじで抽選し、決定します。

- ③感染症対策及び安全に留意して作業をお願いします。
- ④公園利用者駐車場に駐車される場合は、公園の利用者にご配慮をお願いします。
- ⑤決定した伐採範囲の樹木は、応募者自ら伐採し、持ち帰ってください。伐採樹木の枝・葉についても、出来る限り持ち帰りください。
- ⑥樹木の伐採・搬出に要する労力・費用は、伐採者の負担となります。
- ⑦自損事故、又は第三者に損害を与えた場合は、伐採者の責任で対応してください。
- ⑧河川管理施設に損害を与えた場合は、河川管理者に速やかに連絡をし、指示に従ってください。
- ⑨伐採木は、伐採者自身で利用してください。

5. 募集開始から伐採完了までの手続き **※赤書きは伐採者の手続き**

募集開始	※令和5年12月1日（金）募集開始 郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可 持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。 郵送の場合は、12月25日（月）の消印まで有効
「申し込み」（応募）	※12月25日（月）締切
「許可申請書」提出	※伐採者に決定した方には、令和6年1月15日（月）までに「許可申請書」を郵送しますので、1月24日（水）までに「許可申請書」を提出してください。
「許可書」発行	※「許可書」が届いたら、伐採作業前に同封の「着手届」を提出してください。 （「着手届」「完了届」「アンケート」を同封します。）
「着手届」提出	※伐採期間は、令和6年2月5日（月）～5月31日（金）
伐採実施	※伐採が完了したら、「完了届」「アンケート」を提出してください。
「完了届・アンケート」提出	
伐採完了	■各書類の提出先・方法は「3・応募方法」に同じです。

丸亀市綾歌町岡田西地先
河口から9k/400付近(右岸)

「公募伐採範囲図」

こちらからお入りください。



区画番号②～③周辺



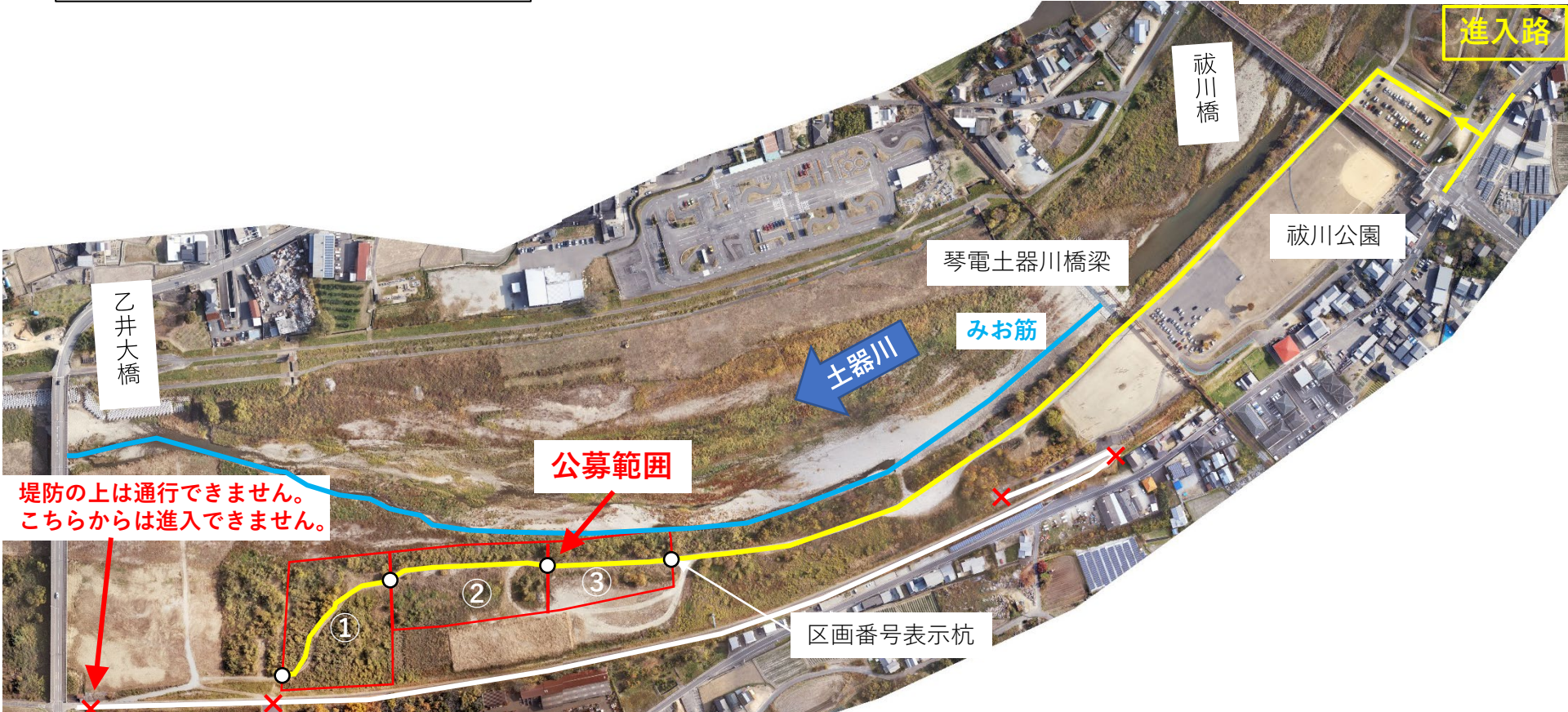
区画番号①進入口周辺



仲多度郡まんのう町東高篠地先
河口から12k/200付近(左岸)

「公募伐採範囲図」

こちらからお入りください。



堤防の上は通行できません。
こちらからは進入できません。

公募範囲

進入路

区画番号表示杭



区画番号①周辺



区画番号②③周辺

